

第1章 総 則

第2章 課程、学科、修業年限、定員、及び休業日

(課程、学科、修業年限、及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科(昼)	2年	40名	80名
	国際オートメカニク科(昼)	3年	80名	240名
	自動車整備・ボディリペア科(昼)(※)	3年	35名	105名
	自動車整備・カスタマイズ科(昼)(※)	4年	20名	80名
	一級自動車工学科(昼)(※)	4年	75名	300名

※) 1年次と2年次に二級自動車整備士養成課程の規定科目を修業し、3年次、又は3年次と4年次に各課程の専門規定科目を履修する。

(学年、及び学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2. 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、及び国民の祝日に関する法律で規定する休日
 - (2) 学年始休業 4月1日から4月10日まで
 - (3) 春季休業 4月28日から5月5日まで
 - (4) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
 - (5) 秋季休業 10月28日から11月5日まで
 - (6) 冬季休業 12月20日から1月10日まで
 - (7) 学年末休業 3月20日から3月31日まで
2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。